

科目名 ＜英語表記＞	民事再生・会社更生法	科目ナンバー		授業形態
	Civil Rehabilitation、Corporate Reorganization	JAAPP9919		講義
担当者	高田 賢治	開講期	単位数	必修・選択
		前期	2	選択必修

1. 科目の主題

事業再生手続の基本法である民事再生法および強力な企業再建手続である会社更生法の概要を講義形式で解説する。重要問題については、具体的な事例を用いて問題を検討する。ここでは、債務者・債権者などの利害関係人、監督委員・更生管財人など手続機関のそれぞれの立場からみて、どのような得失があるかを考えさせるような質疑応答による双方向的授業を展開する。

2. 到達目標

到達目標は、受講者が民事再生法・会社更生法に関する諸問題を立体的・機能的に理解することである。

3. 授業内容・授業計画

(1) 法的整理と私的整理の比較と選択

私的整理・法的整理・倒産 ADR の特徴について概観する。法的整理について、再建型と清算型、再生手続と更生手続を比較しつつ、解説する。これらを前提に、どのような事例が、どの手続を選択することが適切であるかを検討する。

(2) 民事再生法の沿革・目的・理念。再生手続の特徴と機関

民事再生法がどのような理念に基づいて成立したのか、再生手続の特徴はどのようなものか、再生手続における申立て、保全処分にはどのような特徴があるかについて、解説する。東京高決平成 13 年 3 月 8 日判タ 1089 号 295 頁（倒産判例百選 5 版 22 頁）を取り上げる。

(3) 再生手続の開始決定と再生債務者・裁判所・監督委員・管財人

再生手続開始の決定はどのような効力があるか、再生債務者はどのような地位にあるのか、再生手続において裁判所・監督委員・管財人はどのような役割を果たすのかについて解説する。判例を素材に双方向的な授業によって検討する。大阪地判平成 20 年 10 月 31 日判タ 1300 号 205 頁（倒産判例百選 5 版 44 頁）を取り上げる。

(4) 債権の種類・優先順位、再生債権の届出・調査・確定。

再生債権・共益債権・一般優先債権とは何かについて、他の手続と比較しながら解説する。再生債権の届出はどのようにされるのか、届出しなない場合はどのように扱われるか、再生債権の調査・確定の手続はどのようにされるかについて解説し、具体的な判例においてどのように問題となるのかについて検討する。最判平成 23 年 11 月 24 日民集 65 卷 8 号 3213 頁（倒産判例百選 5 版 98 頁）、最判平成 25 年 11 月 21 日金判 1431 号 32 頁（新・判例解説 Watch 倒産法 19）を取り上げる。

(5) 再生手続における担保権の処遇。

担保権実行の中止命令・担保権消滅許可は、どのような制度か、担保権者と締結する別除権協定とはどのようなものか、について解説し、別除権協定についての判例を検討する。

最判平成 26 年 6 月 5 日金判 1445 号 14 頁（新・判例解説 Watch 倒産法 26）を取り上げる。

(6) 再生手続における財産評定と事業譲渡

財産評定とは何か、事業再生スキームにはどのようなものがあるか、事業譲渡の手続について解説する。東京高決平成 16 年 6 月 17 日金法 1719 号 51 頁①（倒産判例百選 5 版 50 頁）を検討する。

(7) 否認権、法人の役員の実任追及

また、再生手続において否認権行使主体は誰か、否認権行使についてどのような考慮をするか、法人の役員の実任追及方法としてどのようなものがあるか、解説する。東京地決平成 23 年 11 月 24 日金法 1940 号 148 頁を取り上げる。

(8) 再生手続と双方未履行双務契約

再生手続において双方未履行の双務契約はどのように扱われるかについて解説する。破産と異なる規定が適用される契約類型を中心に取り上げる予定である。最判平成 20 年 12 月 16 日民集 62 卷 10 号 2561 頁（倒産判例百選 5 版 154 頁）を取り上げる。

(9) 相殺権

再生手続において相殺権行使にはどのような特徴があるか。相殺禁止は、どのように定められているかについて解説し、重要判例を検討する。東京地判平成 21・11・10 判タ 1320 号 275 頁（百選 67 事件）、最判平成 26 年 6 月 5 日金判 1444 号 16 頁（新・判例解説 Watch 倒産法 25）、最判平成 24・5・28 民集 66 卷 7 号 3123 頁（百選 69 事件）を扱う。

(10) 再生計画の条項

再生計画に定められる条項にはどのようなものがあるか、債権者平等原則とその例外にはどのようなものがあるか、株主の権利はどのように扱われるかについて解説し、重要判例を検討する。東京高決平成 16 年 7 月 23 日金法 1727 号 84 頁（倒産判例百選 5 版 182 頁）を取り上げる。

(11) 再生計画の提出・決議・認可

再生計画案が可決される要件は何か、再生計画が認可される要件は何かについて解説するとともに、重要判例を検討する。債権者平等原則について、東京高決平成 16・7・23 金判 1198 号 11 頁（百選 90 事件）、不正の方法による決議の成立について、最判平成 20・3・13 民集 62 卷 3 号 860 頁（百選 91 事件）、届出再生債権と同じ条件で弁済する旨の再生計画による届出のない再生債権について、最判平成 23・3・1 判時 2114 号 52 頁（百選 97 事件）を扱う。なお、最判平成 21・12・4 判時 2077 号 40 頁（百選 98 事件）参照。

(12) 再生計画の履行・変更・取消し

再生計画の履行を確保するための工夫としてどのようなものがあるか、再生計画の変更は可能か、再生計画が取り消されるのは、どのような場合かについて解説する。

(13) 再生手続の廃止と破産手続への移行

再生手続が終了する場合とはどのような場合か、再生手続から破産手続に移行する場合、どのような工夫がされるかについて解説する。

(14) 個人再生手続

個人再生手続について、通常再生手続と比較・検討する。また、小規模個人再生と給与所得者等再生との相違点をふまえて、その特徴を検討する。住宅資金貸付債権に関する特則の意義と課題について検討する。福岡高決平成 15・6・12 判タ 1139 号 292 頁（百選 93 事件）、東京高決 22・10・22 判タ 1343 号 244 頁（百選 94 事件）を取り上げる。

(15) 期末試験

4. 事前・事後学習の内容

債務者・債権者・再生債務者など利害関係人の立場に立って考える質疑応答による双方向的授業を展開する。そのため、受講者は、毎回、事前に教材の指定された箇所を読み、判例の事案と判旨を理解しておくなどの予習（2 時間）を行い、各回の授業後は、その授業で扱った問題について参考書を読み議論を整理するなどの復習（2 時間）を行う必要がある。

5. 教材	<p>教員が作成・配布する「民事再生法・会社更生法教材」を用いる予定である。 松下淳一『民事再生法入門（第 2 版）』（有斐閣・2014）、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第 3 版〕』（有斐閣・2014）、園尾隆司＝小林秀之『条解民事再生法（第 3 版）』（弘文堂・2013）、田頭章一『講義破産法・民事再生法』（有斐閣・2016）、伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選（第 5 版）』（有斐閣・2013 年） 上記以外の参考書については、初回の授業で紹介する。</p>
6. 評価方法	<p>絶対評価・相対評価 平常点 20%、期末試験 80%</p>
7. 受講生へのコメント	<p>民事再生法の判例は複雑ですが、参加者と議論をすることで、理解が深まります。</p>